

令和5年度神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 更新研修（後期開催コース） 募集要領

本研修は、特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークが、神奈川県からの指定を受け、神奈川県が定めた「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」に基づいて実施するものです。

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

2 指定研修事業者

特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
（指定番号：003）

3 研修課程及び募集定員

（1）研修課程

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 更新研修

（2）募集定員

後期開催コース 380名

4 受講資格等

今回の募集については、次の（ア）または（イ）または（ウ）に該当する方を対象とする。

（ア）平成30年度までに、次の①及び②の研修を修了し、過去に更新研修を修了していない者

①サービス管理責任者分野別研修（介護、地域生活（知的・精神）、就労、地域生活（身体））又は児童発達支援管理責任者研修

②サービス管理責任者補足研修（相談支援従事者初任者研修（講義部分））

（イ）令和元年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修を修了した者

（ウ）令和2年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修を修了した者

※県内の事業所に配置されている方又は配置される予定の方のみ受講申込者とし、県外の事業所に配置される予定の方は対象外

5 研修カリキュラム

令和5年度は、昨年度に引き続き、経過措置を適用し、講義及び演習を1日の日程で催します。

（1）障害福祉・児童福祉の動向に関する講義

（2）サービス提供の自己検証に関する演習等

（3）サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習

＜更新研修の受講についての留意事項＞

平成 30 年度までにサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者になるために必要な研修を修了されている方は、令和 5 年度までの間に更新研修を受講しなければ、サービス管理責任者等の資格が失効します。

更新研修は 5 年毎に受講する必要があります。

1 研修カリキュラムについて

更新研修の標準カリキュラムは、13 時間の講義及び演習（計 2 日間相当）ですが、令和 5 年度については、昨年度に引き続き、経過措置を適用し、講義（1 時間）と演習（標準カリキュラムで定められた 5 時間にまとめの時間を加えた 6 時間）を 1 日の日程で実施します。令和 6 年度以降のカリキュラムに係る経過措置の適用は未定です。

※ 研修カリキュラムに応じて、研修受講料も変更になります。

2 二度目に更新研修を受講する際の受講資格について

更新研修を修了した方が、二度目の更新研修を受講する際には、受講資格として、一定の実務要件を満たす必要がありますので、ご注意ください。

更新研修は 5 年毎に受講する必要があります。

6 日程及び会場

回	開催年月日	時間	会場	募集定員
第11回	令和 5 年 9 月 28 日 (木)	9 : 30 ~ 17 : 30	「厚木商工会議所」 厚木市栄町 1-16-15	50名
第12回	令和 5 年 9 月 29 日 (金)	9 : 30 ~ 17 : 30	「厚木商工会議所」 厚木市栄町 1-16-15	50名
第13回	令和 5 年 10 月 4 日 (水)	9 : 30 ~ 17 : 30	「厚木商工会議所」 厚木市栄町 1-16-15	70名
第14回	令和 5 年 10 月 5 日 (木)	9 : 30 ~ 17 : 30	「厚木商工会議所」 厚木市栄町 1-16-15	70名
第15回	令和 5 年 11 月 1 日 (水)	9 : 30 ~ 17 : 30	「厚木商工会議所」 厚木市栄町 1-16-15	70名
第16回	令和 5 年 11 月 2 日 (木)	9 : 30 ~ 17 : 30	「厚木商工会議所」 厚木市栄町 1-16-15	70名

※ 上記の回について、次の区分で希望を記載していただきますが、定員の都合上、希望に沿えない場合もございますのでご承知おきください。

※ ①～③を選択された場合、いずれの日程になるかは事業者で振り分けます。

- ① 第11回又は第12回を希望する
- ② 第13回又は第14回を希望する
- ③ 第15回又は第16回を希望する
- ④ どの回でもよい

7 募集定員 380名

8 申込時確認書類

申込時に、過去に修了している研修の修了証が必要となります。申込時は修了証番号の記載のみで修了証の提出は必要ありません。1回目の更新研修を受講される方は、以下（1）と（2）の修了証、2回目の更新研修を受講される方は、以下（3）の修了証をご確認ください。

（1）サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の分野別研修の修了証（受講証明書を含む）

- ・サービス管理責任者研修 介護分野
- ・ " 地域生活（知的・精神）分野
- ・ " 就労分野
- ・ " 地域生活（身体）分野
- ・児童発達支援管理責任者研修

（2）サービス管理責任者補足研修（相談支援従事者初任者研修（講義部分））の受講証明書（相談支援従事者初任者研修の修了証でも可）

（3）令和元年度または令和2年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修の修了証（受講証明書を含む）

なお、神奈川県以外の都道府県で発行の修了証については、後日照会させていただく場合がございますので、ご了承ください。

9 申込について

（1）申込方法

特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークのホームページからの申込のみとなります。

通信環境等により、ホームページよりお申込できない場合は当法人までご連絡ください。法人申込と個人申込があります。いずれかの方法でお申込ください

（ア）法人申込の場合

同一法人からの受講申込者数は20名までとさせていただきますので、法人の皆様方のご理解ご協力をお願いいたします。

申込の際、「法人内順位」は必ず記載してください。未記載の場合や、不適切な記載の場合（法人内優先順位1位が複数いる等）については、受講を見送りとさせていただきますことがあります。

（イ）個人申込の場合

個人でのお申込もできますが、選考基準により優先順位が下がりますのでご了承ください。

（2）申込ホームページ

特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
<http://www.kcn.or.jp/>

（3）申込期限 令和5年9月1日（金）

申込期限までに当法人ホームページにてお申込いただいた分が有効となります。

※ホームページにて申込後、受付完了メールが届きますので、受講決定通知がお手元に

届くまでは保管しておいてください。なお、受付完了メールが届かない場合は、当法人までご連絡ください。

10 受講者の選考について

受講申込者数が募集定員を超過した場合は、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課と協議の上、配置状況等を考慮して選考を行います。

別紙3

神奈川県サービス管理責任者等研修受講者選考基準（更新研修）

神奈川県サービス管理責任者等研修の受講決定について、受講申込者数が定員を超過する場合は、研修ごとに次の選考基準Ⅰから順に受講決定を行うこと。

なお、選考について、事情を勘案する必要があると認められる場合は、神奈川県と協議の上、決定すること。

〈選考基準〉

基準Ⅰ：平成30年度までにサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者になるための研修を修了し、過去に更新研修を修了していない者

基準Ⅱ：法人（※1）からの受講申込者

基準Ⅲ：配置（予定）状況により、次の優先順位で受講決定する。

- ① サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事している者
- ② サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事する予定の者

※1 サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の配置が必要とされる事業所を運営する（予定）の法人のことをいう。

11 受講者の決定及び通知

- 受講者は、申込内容を審査の上で決定し、申込書に記載の各法人あてに受講の可否の通知を送付いたします。
- 受講決定後の受講者、受講日程等の変更は認められません。
- 受講決定等の通知は9月上旬に発送予定です。9月15日までに通知が届かない場合は当法人まで連絡してください。

12 本人確認

研修当日、本人確認のできる公的証明書（下記参照）の写しを本人確認証明書提出用紙（受講決定者に郵送）に貼付けして提出してください。写しをとった原本も確認しますので、研修当日に必ずご持参ください。

公的証明書

・住民票の写し

・マイナンバーカード

・在留カード等
・健康保険証
・運転免許証
・パスポート
・年金手帳
・生活保護受給証明書
・国家資格等を有するものについては、免許証又は登録証 等

上記書類をご準備できない場合は、当法人までご連絡ください。

13 事前課題

本研修は事前課題があります。事前課題は、受講決定後に特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークのホームページ (<http://www.kcn.or.jp/>) に掲載します。様式をダウンロードしてすべての課題に取り組み、研修当日持参してください。

14 効果測定

研修の理解度を確認するため、研修終了後、効果測定を行います。

15 修了証書の交付、修了者名簿の管理

研修のカリキュラムをすべて修了した方には、会場にて修了証書を交付します。神奈川県および特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークにて研修修了者の名簿を管理します。また、事業所の管轄の市町村に研修修了者の情報を提供しますのでご承知おきください。

2回目の更新研修修了証書の研修名は、1回目の更新研修修了証書に記載の研修名と同一となります。

(例)

- ・ 1回目の更新研修が「サービス管理責任者 更新研修」の場合、2回目の更新研修は「サービス管理責任者 更新研修」
- ・ 1回目の更新研修が「児童発達支援管理責任者 更新研修」の場合、2回目の更新研修は「児童発達支援管理責任者 更新研修」

16 個人情報の取扱い

申込みに係る書類に記載された個人情報については、特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク学則に基づき適正な管理を行い、本研修および研修修了者名簿の管理以外の目的に使用することはありません。

17 受講料及び納入方法

受講料 17,600円 (税込)

- 受講料の納入方法は、受講決定通知に同封してご案内します。
- 納付済みの受講料については、返金できませんのでご注意ください。
- 受講料の振込手数料や会場までの交通費、その他についても受講者負担となります。

17 その他留意事項

- 受講決定者は全日程を受講する必要があります。遅刻及び早退は欠席とみなし修了証書を交付できませんのでご注意ください。通勤時間帯による交通機関の混雑や天候等を考慮の上、余裕をもってご来場ください。
- 自然災害（台風等）及び事故等が発生し、開講をしない場合があります。開講が危ぶまれる時には、研修前日から当日の午前7時頃までに、当法人のホームページ（<http://www.kcn.or.jp/>）において段階的にご案内しますので、必ずご確認ください。
また、振替が生じた場合についても、振替日程等に関する事項を当法人のホームページ（<http://www.kcn.or.jp/>）に別途ご案内します。
- 著しく受講態度が悪く（私語、居眠り、携帯電話の使用等）、繰り返し注意された方には修了証書を交付できませんので、ご注意ください。
- 受講にあたり、障害等を理由に合理的な配慮を必要とする方は、受講申込書の所定欄に記載してください。なお、合理的な配慮を行うにあたり、直接状況をお聞きするため、ご連絡をすることがあります。
- 虚偽の内容により受講申込をした場合は、修了証書交付後であっても、修了の取消し等の措置をとることがあります。

19 問合せ先（本研修の申込み等に関する問合せ先）

特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
〒243-0014 神奈川県厚木市旭町1-9-7 旭町三紫ビル303
電話 046 (220) 5380 FAX 046 (220) 5381

（サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務経験や配置に関する問合せ先）

事業所所在地	問合せ先
横浜市	（障害者） 横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課 電子メール kf-syositei@city.yokohama.jp ※問合せは電子メールのみでお願いします （障害児） 横浜市こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課 電話 045-671-4274
川崎市	川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課 ファックス 044-200-3932 ※問合せはファックスのみでお願いします。
相模原市	相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部福祉基盤課 電話 042-769-1394
横須賀市	横須賀市民生局福祉こども部指導監査課 電話 046-822-8411 電子メール shidokansa-shogai@city.yokosuka.kanagawa.jp ※問合せは電子メールのみでお願いします

上記以外の 神奈川県内 の市町村	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 電話 045-210-4717・4732
------------------------	-------------------------------------------------

20 会場案内

「厚木商工会議所」 厚木市栄町1-16-15
交通：小田急線「本厚木」 北口改札より徒歩10分

